

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率

=

派遣料金の平均額

−

派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

派遣労働者の数	78 名（令和 8 年 6 月 1 日現在時点）
派遣先の数	20 社（令和 7 年度 派遣先事業所数 実数）
マージン率	26%（令和 7 年度 マージン率の平均）
教育訓練に関する事項	ビジネススキル、リーダー育成、OA 機器操作
派遣料金の平均額 （8 時間換算）	14,032 円（令和 7 年度労働者派遣に関する料金の平均額）
派遣労働者の賃金の平均額 （8 時間換算）	10,295 円（令和 7 年度労働者派遣に関する賃金の平均額）
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期限	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者